

令和6年7月8日
午前10時



「農地の日」(7月15日)の関連行事を実施します

遊休農地の現状について市民に理解を深めてもらうため、下記のとおり「農地の日」の関連行事を実施します。

記

- 1 目的** 農地法が昭和27年に制定され、岩手県の農業委員会組織（市町村農業委員会・県農業会議）は、農地法制定日の7月15日を「農地の日」と設定していることから、市民に農地の確保と有効利用、遊休農地の発生防止・解消について理解を深めてもらうため、市は関連行事を実施します。
- 2 日時** 7月10日（水）午前9時～正午
- 3 場所** 川崎農村環境改善センター4階多目的ホールおよび対象農地
- 4 内容**
 - (1) 農地パトロール出発式（午前9時～9時30分）
 - (2) 農地パトロール（午前9時30分～正午）
- 5 その他**
 - ・出発式後に、農業委員および農地利用最適化推進委員が、遊休農地の発生・解消状況について現地を調査します。
 - ・詳しくは添付の開催要項を参照してください。

問い合わせ先

〒029-0202 岩手県一関市川崎町薄衣字諏訪前137
一関市農業委員会事務局 農地係 主査 佐川
電話：(0191)43-3606（ダイヤル）
FAX：(0191)36-5606
メールアドレス：chiesg@city.ichinoseki.iwate.jp

令和6年度「農地の日」の実践活動
「農地パトロール出発式」開催要項

1 趣 旨

農地法が昭和27年に制定されて以来70年を迎え、農業委員会ネットワークは、人と農地に関する対策をはじめ、農業の振興と農村の活性化など幅広い観点から、これまでも増した活動とその「見える化」が強く求められていることから、岩手県農業会議として「農地の日」（農地法制定日：7月15日）を設定し、意欲結集の場とすることになった。

一関市農業委員会は、「農地の日」の一環として、出発式と、地域毎の農地パトロールを実施し、遊休農地の現状を把握する。

2 主 催 一関市農業委員会

3 日時・場所

出発式 令和6年7月10日（水） 9：00～9：30

川崎農村環境改善センター

農地パト 令和6年7月10日（水） 9：30～12：00

出発式終了後、各地域において班毎に現地調査を行う。

4 出 発 式

- ① 農業委員会憲章唱和（会長職務代理）
- ② 開式（農政専門委員長）
- ③ 挨拶（会長）
- ④ 挨拶（農林部長）
- ⑤ パトロールの説明（担当者）
- ⑥ 出発宣言（農地専門委員長）
- ⑦ 閉式（農政専門委員長）

5 パトロール対象農地

今年度のパトロール予定農地及び農地所有適格法人の農地を対象とする。

6 班編成等

- ① パトロール出発前に、各地域において代表者を選出しその者が指揮するものとする。
- ② 複数班の班編成ができるものとし、代表者が出席委員の意見を集約し決定するものとする。班長は、6の①を準用する。

7 把握内容

・計画どおりの利用が行われているかどうか確認するものとする。

※計画どおりの利用が行われていない場合は、農地パトロール月間の一筆調査で再度調査するので、随員職員に指示すること。

8 携行物品(各地域で用意)

- ① のぼり旗・公用車への「農地パトロール実施中」のステッカー
- ② 帽子・腕章・作業服・長靴等
- ③ 耕作放棄地マップ（紙台帳）
- ④ カメラ等

9 事務局・各支所職員の対応

- ① 公用車の運転（場合によっては、複数台）
- ② 農業委員が目視で確認した遊休農地の把握内容の指示があった場合には、メ
モし場合によってはカメラに収め、農地パトロール月間の資料とすること。

10 実績報告

農地パトロールの地域代表者は事業終了後速やかに別紙様式1により農業委員会事務局まで報告するものとする。

また、班長においても、代表者へ報告するものとする。